

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

鳥取県知事 西 尾 愛 治

◇告示

公有水面の埋立承認

土地改良事業計画の縦覽

土地改良区役員の退任及び就任

計量器定期検査の実施

◇教委告示 烏取県保護文化財の指定

◇公告 毒物劇物取扱者試験合格者

昭和二十九年度生活改良普及員採用試験第一
次試験合格者

昭和二十九年九月一日

埋立の目的 物揚場造成

埋立の承認を受けた者

第三港湾建設局長

鳥取県告示第三百三十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定により、天神野土地改良区から新たな土地改良事業を行うことについて認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画につき詳細な審査を行つた結果、当該申請を適当と決定した。よつて次のように縦覽に供する。

昭和二十九年七月二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条の規定により、次のように公有水面の埋立を承認した。

昭和二十九年七月二日

告 示

鳥取県告示第三百三十四号

土地改良事業計画書の写
二 縦覽の期間
昭和二十九年七月三日から同年七月二十二日まで
三 縦覽の場所
倉吉市役所

鳥取県告示第三百三十六号	
土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第七条第一項の規定により、別表のとおり土地改良区設立の認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画及び定款につき、詳細な審査を行つた結果、当該申請を適当と決定	利害関係人において公告に係る決定に対し異議のあるときは縦覽期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。
別表	別表
申 所 氏 名	申 所 氏 名
住 所	地 改 良 区 の 名 称
請 氏	縦 覧 の 場 所
人 名	

鳥取市賀露町 小玉 竹藏 外十四人 潟東大浜土地改良区

八頭郡大村大字鷹狩 山崎 雄三 外十四人 鷹狩

八頭郡大村役場

鳥取市役所

就任した役員の氏名及び住所

理事 河原 重三郎 鳥取市本高

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条
第十項の規定により、本高土地改良区から次のように役員が退任及び就任した旨届出があつた。

昭和二十九年七月二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

退任した役員の氏名及び住所

理事 河原 重三郎

河原 豊

鳥取市本高

河原 美一

増田 信太郎

松本 延二

小松 龍太郎

山本 多一郎

松尾 義太郎

鳥取県告示第三百三十八号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第一百四十条の規定により、米子市の計量器定期検査を次のように実施する。

昭和二十九年七月二日

土地改良事業計画書の写

二 縦覽の期間
昭和二十九年七月三日から同年七月二十二日まで

三 縦覽の場所

倉吉市役所

四 異議の申立

利害関係人において公告に係る決定に対し異議のあるときは縦覽期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

鳥取県告示第三百三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第七条第一項の規定により、別表のとおり土地改良区設立の認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画及び定款につき、詳細な審査を行つた結果、当該申請を適当と決定

四 異議の申立

利害関係人において公告に係る決定に対し異議があるときは、縦覽期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

鳥取県告示第三百三十六号

昭和二十九年七月三日から同年七月二十二日まで

三 縦覽の場所

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一 縦覽に供すべき書類の名称

二 土地改良事業計画書の写

三 縦覽の場所

昭和二十九年七月二日

した。よつて次のように縦覽に供する。

検査月日 檢查区域 檢査場所
鳥取県知事 西尾愛治

七月五日 米子市

石井、奥谷、美吉、宗良、吉谷、古市、新山

成実小学校

六日 彦名町

像、日原、橋本、奈喜彦名

崎津

八日 大崎、葭津

和田町富益町

大篠津

九日 夜見町

和田町夜見

夜見

十日 夜見町

和田町夜見

夜見

十二日 夜見町

和田町夜見

夜見

検査時間は、午前九時から午後三時までとする。

鳥取県教育委員会告示第三十六号
鳥取県文化財保護条例（昭和二十七年四月鳥取県条例第十三号）第六条の規定により、昭和二十九年六月九日鳥取県保護文化財に次のとおり指定した。
昭和二十九年七月二日
鳥取県教育委員会

教育委員会告示

種別	名稱	員数	構造及び材質又は		物件の所在地	所 有 者	所有者の住所
			寸法	材質			
鳥取県保護文化財	秋葉大権現	一軀	像高三尺六寸五分	木質 檜材	倉吉市八屋大字 秋葉三三	倉吉市八屋 代表者 福井久好	倉吉市八屋
彫刻	大日如来立像	一軀	像高三尺六寸五分	木質 檜材	東伯郡東郷町大字 高辻一四五	東伯郡東郷町大字高 辻 代表者 上福菊太郎	東伯郡東郷町大字 高辻
彫刻	弘法大師坐像	二尺六寸五分	像高二尺六寸五分	木質 檜材	泊村大字石脇 八七一	泊村大字石脇 代表者 泊村大字石脇 脇 代表者 桜井壽太郎	泊村大字石脇
考古資料	袈裟襷文銅鋸傳	一口	高さ一尺九寸	八頭郡郡家町郡 家六六四の七	木村 鶴藏	八頭郡郡家町郡 家六六四の七	木村 鶴藏
"	八頭郡船岡町 破岩出土	口径 厚さ	長径六寸三分、短径 三寸八分 上部約七厘、中部約 一分三厘、下部約二 分	八頭郡郡家町郡 家六六四の七			
重量	五百六十匁						

公 告

昭和二十九年六月二十五日倉吉保健所において施行した

昭和二十九年七月二日

鳥取県知事 西尾愛治

毒物劇物取扱者試験合格者

受験番号 一般用

中原操子	受験番号 一般用
遠藤喜美子	受験番号 一般用
進藤花子	受験番号 一般用

昭和二十九年六月二日倉吉保健所において施行した

昭和二十九年七月二日

鳥取県知事 西尾愛治

毒物劇物取扱者試験合格者

受験番号 氏名

中原操子	受験番号 氏名
遠藤喜美子	受験番号 氏名
進藤花子	受験番号 氏名

六	小松 善則	七	長谷川京子
八	仲田 俊三	九	宇田川千世子
一〇	野坂 美水	一一	吉村 善一
一四	小川 久枝	一五	石破 久幸
一六	谷口 澄子	一七	中井 郁枝
一八	森本 実二	一九	寺地 信好
二二	瀬尾 清昇	二七	寺地 信好
三四	中本 時昭	二九	生田 久雄
六	美船 昇	九	生田 久雄
八	中井 郁枝	一一	中井 郁枝

六	小松 善則	七	長谷川京子
八	仲田 俊三	九	宇田川千世子
一〇	野坂 美水	一一	吉村 善一
一四	小川 久枝	一五	石破 久幸
一六	谷口 澄子	一七	中井 郁枝
一八	森本 実二	一九	寺地 信好
二二	瀬尾 清昇	二七	寺地 信好
三四	中本 時昭	二九	生田 久雄
六	美船 昇	九	生田 久雄
八	中井 郁枝	一一	中井 郁枝

一二	北村	和正	一三	奥田	賴光
一四	池口	邦夫	一四	森	博光
一六	井手添	亘	一五	伊藤	優
一八	船越	守	一七	横山	一郎
二〇	辻田	博保	一九	乾	喜代治
二二	衣笠喜久男		二一	橋尾	喜嗣
二四	林	茂樹	二三	池本	賢美
二六	加藤	伍郎	二五	見染	照夫
二八	西山	政弘	二七	木下	嘉藏
三一	鎌田	美樹	二九	野口	透次郎
三三	長谷岡	明	三一	中原	充
三五	西山	政弘	三二	鶴尾経一郎	
三七	大門	昭一	三四	浜口	幸雄
三九	奥田		三六	福山	忠光
四一	福長	久昌	四〇	西尾	浩明
四三	青木	政則	四二	石田	幸治
四五	野口	俊壽	四五	岩間	義人
四七	久昌	廣美	五〇	大上	弘明
四九	福長	久昌	五一	弘明	
五二	大門	昭一	五三	大門	
五四	青木	政則	五五	福長	
五七	西山	政弘	五七	西尾	
五九	鎌田	美樹	五九	石田	
六一	長谷岡	明	六一	岩間	
六三	西山	政弘	六三	大上	
六五	大門	昭一	六五	弘明	
六七	青木	政則	六七	福長	
六九	西山	政弘	六九	西尾	
七一	鎌田	美樹	七一	石田	
七三	長谷岡	明	七三	岩間	
七五	西山	政弘	七五	大上	
七七	大門	昭一	七七	弘明	
七九	青木	政則	七九	福長	
八一	西山	政弘	八一	西尾	
八三	鎌田	美樹	八三	石田	
八五	長谷岡	明	八五	岩間	
八七	西山	政弘	八七	大上	
八九	大門	昭一	八九	弘明	
九一	青木	政則	九一	福長	
九三	西山	政弘	九三	西尾	
九五	鎌田	美樹	九五	石田	
九七	長谷岡	明	九七	岩間	
九九	西山	政弘	九九	大上	

昭和二十一年度生活改良普及員採用試験第一次試験合格者を次のように公告する。

昭和二十一年七月二日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 覚 藏

昭和二十一年度生活改良普及員採用試験

第一次試験合格者

受験番号 氏 名

四 椿 喜子

六 米谷直子

七 松浦信行

八 尾崎一恵

一 山本富美子

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

印 刷 行 鳥 取 県 鳥 取 市 東 町 取 県 印 刷 所
刷 所 鳥 取 県 鳥 取 市 東 町 取 県 印 刷 所
新 鳥 取 県 鳥 取 市 東 町 取 県 印 刷 所